

# 医療費通知

被保険者と被扶養者のみなさんが医療機関で受診した場合に、かかった医療費を3か月毎にまとめ（3月・6月・9月・12月の年4回）、「医療費と給付金支給額のお知らせ」（医療費通知）としてお渡ししています。

- 「医療費通知」は、医療機関からの請求内容が間違っていないか、領収書等とチェックしていただくとともに、医療費総額、窓口での支払額、健保組合の支払額等をお知らせし、自己負担した額のほかに、実際にかかる医療費がどれくらいなのか、そのコストを知っていただくために発行しているものです。
- 医療機関からの請求書（レセプト）は、審査支払機関を経由し、受診月の2か月ないし3か月後に健保組合へ届けられます。そのため、「医療費通知」がお手元に届くのは受診して相当な時間が経過した後になってしまいます。医療機関へかかった時は、必ず明細の入った領収書を受け取り、それを保管しておいてください。領収書と「医療費通知」の金額に不審な点のある時は、当組合へご連絡ください。医療機関の事務上の誤りや不正請求の事例もあります。

## 医療費と給付金支給額のお知らせ

令和 5年 9月 6日  
ヨドバシカメラ健康保険組合

健保 太郎 様

治療を受けた方	診療年月	入院 通院	区分	日数 または 回数	医療費の総額	健保組合又は老人 保健が支払った額	国や都道府県 等が支払った額	あなたが支払った額	支給金額	摘要
健保 太郎										
すこやかクリニック	5 4	通院	2		9 320	6 524		2 796		
大空薬局	5 4	薬局	2		2 920	2 044		876		
すこやかクリニック	5 5	通院	1		1 930	1 351		579		
大空薬局	5 5	薬局	1		1 670	1 169		501		
すこやかクリニック	5 6	通院	4		67 120	46 984		20 136		
合 計										
年	月診療分	から	年	月診療分	までの累計	82,960	58,072	0	24,888	0

※ 摘要のご説明 1＝法定給付 2＝付加給付  
この決定に対し不服がある場合は、通知を受取った日の翌日から60日以内に社会保険審査官（地方社会保険事務局内）へ審査請求ができます。また、その決定に不服がある時は、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。なお、この処分取消の訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、健保組合を被告として提起できます（社会保険審査会へ再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき等正当な理由がある時は、裁決を経なくても提訴できます）。ただし、裁決の日から1年を経過すると提訴できません。当通知にご不明な点がある場合は、健保組合にご連絡ください。

## 確定申告の医療費控除について

医療機関への支払いや薬局で購入した薬等の代金などの1年間の合計額から健保組合からの給付金などを差し引いた額が10万円以上の場合、翌年の3月中旬までに、明細書や源泉徴収票を添えて医療費控除に関する事項を記載した「確定申告書」を税務署へ提出すれば、その額が所得から控除され、所得税が軽減されます。対象となる医療費等の上限は200万円ですが、詳しくは税務署へお問い合わせください。

「医療費通知」は確定申告の「医療費控除の明細書」作成に活用できます。（諸費用の領収書は5年間保管）再発行はできませんので、大切に保管してください。